

第11回西脇市自治基本条例検討委員会会議概要

- 1 開催日 平成24年8月1日 19:00～21:50
- 2 開催場所 西脇市生涯学習まちづくりセンター2階 会議室2
- 3 出席者 検討委員会委員18名、事務局
- 4 欠席者 4名
- 5 概要

- (1) 開会
- (2) 市民憲章朗唱
- (3) あいさつ
- (4) 協議

事務局：～ まちかどミーティングでの意見について説明 ～

委員長：ご参加になった委員さんから感想をお願いします。

委員：半分ほど参加して、割と緩やかなところばかりだったと思いますが、最初の地区で、市長のお話はリラックスして聞いておられたと思うが、事務局の説明がものすごくしんどかったという印象です。

事務局：最初の地区では、市民の定義や住民投票、最高規範性について質問され、これが最後まで続くのかと懸念しましたが、他地区では全くそういう意見はありませんでした。

委員長：そういう市民集団があるのですか。

事務局：いいえ。調べる中で行きあたったような感じでした。

事務局：反論がありませんでしたので納得されたと思います。

委員：調べたところ自治基本条例に関する批判的な意見を目にされて、疑問に思われたと思いますが、反対ということではなかったと受け止めました。

委員：市民のみなさん方にこの条例を理解していただくのにまだ時間がかかるな、もっとPRしないといけないということを感じました。町の役員は、特に地域自治組織を設置した場合にどうなるのかに関心を持たれていました。

委員：自治基本条例について知識が得られたという点でよかった。しかし、まちかどミーティングという限りには、もう少しハイレベルなものであって欲しいのですが、まったくやらないで、回覧を回すと見るのですが、しっかり自分のものとして読み切ってしまうということがあまりされていない中で、市の広報にも自治基本条例について書かれているのですが、今回はイロハが認識されたという点ではよかった。先ほどありましたように、実施するにはまだ早いという感じは否めないと思いますが、一歩

前へ出たという気はしました。

委員：最初の地区が終わった後検討委員の間で、このままではいけないという話になり、条例の施行は一体いつになるだろうと遠いものに感じてしまいました。

参加者も、町内会長さんや隣保長さんなどほとんどが男性で、女性がもっと参加する形がなかったのかと思いました。女性は、割とおしゃべりなので、こんなことがあったとか、また違う形で広めていくこともできると思うのですが、このままではどうかという感じがしました。

委員：市民から言いますと、自治基本条例はものすごく入りにくい。これがまちづくり条例ということであれば自分たちのことだとなるが、タイトルからして入りにくいという感じがします。何もまちづくりだけの条例ではないのは分かっていますが。

委員：市民と行政がかけ離れた感じがしました。

事務局：自治基本条例の次に、参画協働条例などで具体化させないと、このままでは神棚に置いたままになると感じています。もっと距離が近づくような内容のものをつくっていきたいという思いがあります。

委員：自治基本条例の条文を読んだり、説明していただいた後、具体的にどうすればいいのか不安な人たちが多くいます。区長などでしたら、よく分からないけれども、後どうすればいいのかというようなことがすぐ疑問になります。

私は、現在はこうで、これからこういうふうにしようという具体案を考えています。本来は、区長が集まって、こうしよう、ああしようという話で進めていくべきですが、A型、B型、C型というのを考えています。それを提示して、こういう形でやればどうだろうという勉強会をやろうというところまで来ています。

いずれにしても拒否反応を示すばかりでは前へ行きづらい。それなら今までと違う、このようにすればメリットがあるという点も色々と出しながら提案していくのがいいと考えています。また、区長たちもその認識に立っていただかないと前へ進まないと言おうとしています。

委員長：それならば、地域自治組織を今後どのように実現に向け助けていけるかという方向へ踏み込んでいかないといけないかもしれない。

その話は後に置いておこうということで、言ってみれば柱を建てて、2階の話は後にしようということで、地

域自治組織というのは柱と屋根はあるけどそこに住んでくださいというところまでいっていないのです、条文上は。つくることができると置いてあるだけです。でも地域自治組織が住民にとっては一番関心の深い話で、行政としての踏み込み、あるいは方向性がある程度出していないといけないのではないかと。団体自治との両輪で行きましょうという話ですから。

まち協は、西脇市にもあるのですが、経営の主体というところまでまだ行っていません。どちらかというところと連絡会です。県内でも、もう事業共同体になりつつあるところやコミュニティバスを運行しているところ、発電所をつくろうかというところも出てきています。

びっくりしたのですが、滋賀県がものすごいスピードで進んでいます。滋賀県内のほとんど全部の市で住民自治協議会が結成されています。

そう考えると、滋賀県が一番全国で住民自治組織が発達している県ではないでしょうか。私は兵庫県だと思っていたのですが違うと。そういうところのお話なども聞かれば色々と刺激になると思います。

委員：まちかどミーティングで委員さんから、自分の町は限界集落ではないけれども、段々高齢化になって少なくなってきた。こういうことによってそのまちも全体的に捉えていろんなことをしていけないといけないということを書いていただきました。そうすると、私どもは比較的人口が多く、増えていますのでそのようなことは全く考えていませんでしたが、大変関心を持たれていました。

委員：最初の地区以外の4か所で、検討委員会は20回ほどやっていますが、お茶もガソリン代も出ません。しかし、西脇市を良くしようと思って頑張っていたいただいていますということをお話させていただきました。

その中で、おっしゃっていただいたように、私の町と奥の町が限界集落に近い状態ですので、地区としてみんな協力してやっていくかという方向性をこれによって助けていただけるという話をさせていただきました。

委員長：そういうことから言うと、行政も遠慮するのをやめて、いわゆるまちづくり協議会を条例上の地域自治組織に転換する、経営体にどんどん発達していきましょうという方向を示唆してもいいのではないのでしょうか。

全地区で一斉にスタートする必要はないわけで、やれ

るところからやっつけていけばいいということで、やりにくいところに対して行政は支援しますと言えればいい。そして頑張るほど国からの助成金を引っ張ってくるなどバックアップも考えられるわけです。

また、伊賀市は市で議会基本条例をつくった第1号で、年間350の議会が視察に来るそうです。それが観光資源で、議会の視察だけではなく、地域づくり委員会もということになって、地域づくり委員会も学んで帰られる。いい取り組みは視察を呼び寄せます。やるのであれば早いか遅いかではなく、やっているエネルギーやモデル性という点でトップモデルをつくって頑張られる方が西脇市にとってプラスになるのではないかと。そういう意味で先ほど言った全地区一斉にスタートという高望みはしないでできるところからやればいい。ただ、高齢化が進んでいるところは力が出しにくいから別途支援が必要です。やはり地域自治組織をつくることで地域が元気になるとだという展望を示した方がいいかもしれません。

だから住民自治を強くすることによって団体自治が透明化・効率化され、民主化されていくという筋道と、それが両輪になって動いていくということをもっと言った方がいいのかもしれません。個人としての住民自治も強くなるし、コミュニティ団体としての区長やまちづくり協議会が頑張れば住民自治が強くなる。また、NPOなどの市民公益団体も頑張れば頑張るほど西脇市全体が強くなる、その往復関係を説明した方がいいかも知れない。

そうでないと「役所は何をしてくれるのか」「条例ができて何を得なのか」「役所は市民に仕事をしろとばかり言って逃げる気か」という話が見えているから、そうではないということを手早く説明することが必要です。

次に、条例素案の修正案について説明いただけますか。

事務局：～ 修正か所について説明 ～

委員長：法制担当と協議をしていただいているのでおかしいとは思いませんが、何かご意見ございませんか。

副委員長：修正後の第11条に、「審議会等の附属機関」とありますが、この検討委員会はこれに該当するのですか。

事務局：いいえ、この委員会は違います。

副委員長：ですから、懇話会などを多様性に応じて公募を入れたり、男女の構成にしないと、条例設置の審議会しかしなくともいいということになるのではないかと心配します。

また、修正案第12条で「市民」を「住民」に修正していますが、この定義が必要ではないか。地方自治法では住んでいれば住民ですから、外国人も含まれてしまいますので、それでいいのかどうか。

もう一つは、生涯学習で、「生涯にわたる」が2回出てくるので、前の方はなくてもいいと思います。

もう一つ、「市長等」という言葉が2回ほど出てきますが、定義があるのかいないのか、いかがでしょう。

事務局：第34条の生涯学習の「市民の生涯にわたる多様な学習活動を支援し、市民主体のまちづくりを推進するため」というのは、この生涯学習まちづくりセンター条例の目的と合わせているので、言葉が重複しています。

副委員長：生涯学習はこの施設でやられるものとは限りません。地域で自主的にされるのも生涯学習ですし、設置条例にこだわる必要はないと思います。

事務局：第12条の住民については、地方自治法で定めている住民ということで定義は必要ないと思っています。

次に、第11条で審議会等の附属機関でない会議の運営をどうするのかということですね。

事務局：法制には、根本的に条例設置による委員会以外の委員会を設けることはよくないという見解があります。それは裁判なども起されていて、我々はこれでもいいと思うのですが、裁判になった時に報酬を支払うことについては条例設置でないと論拠がはっきりしないということで負けます。それと条例設置でない委員会から提案を受けたことについては、条例で認めた委員会ではないのでその権威が評価できないという論法で裁判で負けているものがあるので、法制としては、今後こういう委員会も全て条例設置にすべきという見解を持っています。

副委員長：絶対にそうするという意思があればいいと思いますが、それ以外のものの方が多いのではないですか。

事務局：基本的には、今いいましたようなことが原点になって、法制は条例設置であるべきだと、どの委員会もという見解をぶつけてきているわけです。

副委員長：ということは、市として委員会などは条例設置するという決意表明をされている。解説書にもそのように書かれるのであればいいのですが、実態と齟齬が出そうな気がします、全てを条例設置にする必要はないと思いますし、これを盾に取られて、条例設置の審議会でないから

公募もなく一方的に決めてもいいということがあっても困りますが、この条文を盾にすればできますから。対象の審議会ではないから関係ないと言われれば、そうなりますので、そういうことはないと思いますが、法律はそういう時のために使うものですからどうかと思います。

事務局：わかりました。これを消すように法制と協議します。

委員長：審議会等で、附属機関も要綱設置の附属機関も実態的には存在するから、それも指していると解釈できないか。

副委員長：附属機関となっていますので、限定されます。

事務局：附属機関は条例設置のものを指して、他の委員会は御用委員会のような形で公に認められたものではないという解釈を法制担当はするわけです。

委員長：それには全国市長会から地方自治法改正の要望書が出ます。今の見解は正論で、実際に裁判でも負けている方が多いから。でもそれを言いだすと市民の参画・協働のパイが益々小さくなるわけです。一々議会で条例をかけていくと、審議する機会は年4回しかありません。執行機関自体が小さな政府ですから、専決権の範囲内で諮問・答申をできる機能を規則でできないかという話があります。権限を委任するという、それをやってくれと全国市長会から要望書が出ているはずですよ。

それに基づいて地方自治法が改正されればその問題は消えてしまう。

副委員長：報酬の話は別で、ここでは会議や会議資料の公開のことで、裁判になっているのは要綱設置で委員報酬を払うのはということです。

事務局：そこから提出された意見は無効という見解もあります。

副委員長：それを言うと、これまでの市民参加のものは無効な意見だと宣言することになります。

事務局：うちの市ではありませんが。

副委員長：逆に市長としては命をかけて守らないといけません。

委員長：他にご意見はございませんか。

副委員長：修正案の第15条、第16条。委員会案の第18条と第19条の意味が変わっています。第6章の地域自治組織等とありますが、原案でいうと、いわゆる地域自治、空間的に地域を規定したものと、市民公益活動というテーマ型のもの。この両輪でやるのが元々の制度設計です。地域の自治活動とサークルやグループの両輪でいくという制度設計をしていたのです。第7章も、市民公益活動をテ

マ型の団体と位置付けて逐条解説を書いていたのですが、それが今回の改正案では、「市民」を取って「公益活動」として地域自治もテーマ型も一緒に扱っているのです。これは議論していたことと違うのではないかと。それで不都合がないのかどうか。どのような議論でこのように変更したのですか。

事務局：「自主的に組織をつくり、自立した活動をする権利を有します。」ということになるので、地域における自治活動において、自主的に組織をつくるということは、すごくややこしいことになるのではないかと。地域自治組織1本で行こうと言っている時にという議論があり、ここは消すべきではないかという議論をしたのですが。

副委員長：そうすると、市民の権利の修正案の第2項というのはテーマ型の活動だけを言っているのですか。

事務局：そうです。

副委員長：それでいいのでしょうか。

副委員長：憲法に「結社の自由」が規定されていますので、そういう意味では屋上屋の規定になります。

委員長：第6章の第14条と第15条の置き方は前の第17条と第18条の置き方と変わりませんね。

事務局：はい。

委員長：副委員長が引っかけたのは、第16条の第2項

副委員長：そうです。それをまとめて公益活動にしているのです。

委員長：副委員長の指摘では第2項は必要ないと。また、事務局が言っているのは、地域自治協議会というのは自由につくるものではないと一つの地域に一つしかつけれないと。

副委員長：そこを第14条でやれば、第16条第2項はいらないということですか。

委員長：従って、市民公益活動も結社の自由は憲法上認められているのだから屋上屋だという指摘で、そうすると第16条第2項はいらないという答えになってくるのではないかと。

副委員長：確認しますが、第15条は前回配布された逐条解説の第18条の中身がそのまま当てはまると考えてよろしいですか。「市民」が抜けているのでテーマ型の活動に読めないようにも思えるのですが。

事務局：市民公益活動というタイトルであって、「自発的自主的に行われる非営利かつ公益的な市民団体の活動」を公益活動と言っているのです。逐条のとおりだと思っています。

副委員長：逐条のとおり。それを受けると、第16条第2項はテー

マ型の活動だけになって、それはおかしいので第16条第2項は省くということですか。

委員長：第16条第2項を外すのであれば「公益活動」は以後出て来ないからいらぬ。これも外していいのではないか。

副委員長：第16条第2項は、そもそもあえて両輪みたいなところを分けるために置いていたと思います。それが結社の自由があるのでいらぬということと言われればいらぬです。だから両輪というのを強調するために多分二つ出していると思います。住民とテーマ型の市民活動を。逐条解説が原案の第18条のまま残るのであれば別になくてもいいと言えいいのですけど。

副委員長：地域における自治活動というのは、地域自治協議会もあります。自治会もあります。新しい団地ができてその団地で自治会を結成するというのはあり得る話で、地域自治協議会とは別の話なので、それはもちろん結社の自由の中で勝手につくることができるので書かなくてもいいかもしれません。そういうことも含めて地域における自治活動も振興しましょうという趣旨があったと思うので、別に書いておくのは構わないと思いますが。

事務局：確認するという意味では書いておいても大丈夫だと思うのですが、地域における自治活動も西脇市においては二重に自治活動があるというのは考えられないので省こうという議論でした。

副委員長：地域活動も自治活動です。

委員長：これを残すなら原案どおりにするということですね。

事務局：副委員長が言われたように結社の自由のことを考えると、ここで書くと上とバッティングすると考える人が増えると思います。そして、地域における自治活動をしてもいいということになると、地域というエリアが自治会と限定できませんから、上で一つの地域に一に限りできると言っているのと齟齬が生じると思います。

委員長：地域自治協議会と地域における自治活動と混線する可能性がありますね。残す方が返ってややこしくなる可能性があります。他にはありませんか。

委員：市民の定義を読みますと、最終的に市長が市民であるとか、市民でないとか決めるというふうに感じますが。

委員長：法令文章の約束がありまして、まず1番目に市内に居住する者、2番目に市内で働く者、学ぶ者、活動するもの、3番目に事業を営むもの、そして4番目に市の政策等に

直接利害関係を有すると市長が認めるものとなります。
だから、市長が認めるのは、直接利害関係があるものだけで全部を市長が認めるではありません。

副委員長：山を持っていて、こちらに住んでいない方など税金を払わないといけない人などのことです。

委員：もう一つ、前文に「日本のへそを掲げた個性あるまちづくりに努めてきました」とありますが、どのようなものか。例えば、夏まつりの幟に「へそ」とありますがそれがまちづくりにつながっているかどうか。あるいはへそマラソンもありますが、日本のへそを掲げた個性あるまちづくりというのはどのような市政を言うのでしょうか。

事務局：大正時代に、軍が日本の地理的なものを測量した経緯があり、ある学者の先生が、135度と35度が交差している土地ですと言われたことが発端になり、60年代に入ってから「日本のへそです大作戦」ということで、地理的な特性を全国にアピールしよう、これによってまちづくりの一つのきっかけにしようということになりました。

そして、全国へそのまち協議会ということでもへそを標榜するまちと連携してそれぞれの個性が光るまちづくりをしようということでも、サミットを開いたりしてきました。また、へそ公園においてもその交差点を生かして、日本へそ公園や美術館などもつくっています。

そのほか、へそ鳥のマークをつくってPRしたり、へそ饅頭というのをつくられたり、派生的に広がっていると。そのことを当時仕掛けられたのが今の市長です。

そういった、これがまちづくりかと言われると、人によって捉え方が違うと思うのですが、何かをきっかけにして西脇を売り出していこうという発想でやったものだから、これがまちづくりだということでも個性を出したいということでもやってきました。

委員長：それでは、自治基本条例素案については、今出てきた意見を考慮してもう一度微調整していただけるでしょうか。

ただ、今回で終わりですよ、ほぼ。ですから最終的に固まったものはみなさんに配ってもらえませんか。

事務局：はい。

委員長：そんなに大きな欠陥はないと思っています。くどいぐらいに書いてあるものを少し削ったというものです。

事務局：先ほども説明しましたが、「公開」という一歩引いた話よりも「公表」と前へ出していこうと非常に強く押しま

して、少しは進んだかなという気はしています。

委員長：次に、自治基本条例市民フォーラムのご提案があります。

事務局：市民フォーラムにつきましては、前回、25年4月以降に実施すると決定いただきましたが、まちかどミーティングで、市長がどういう形で市民に周知していくのか問われた時、制定までにできる限りのことをしますと説明し、町ごとに説明に回るよう指示が出ましたが、それはできないので市民フォーラムを上程前に実施すればどうかということで、できれば10月に実施したいと思っています。前回、開催時期を検討いただいた時、パブコメが終わった後に市民全体に周知する意味では10月ぐらいでもいいのではないかという意見もいただいたと思っています。

パブリックコメントにつきましては、9月10日頃から20日間ぐらいかけたいと思っています。パブコメ中という意見もありましたが、10月の中旬が精いっぱいかなと思っていますののですが。

委員長：市民フォーラムが2月か3月の予定でした、12月に通れば。お祝いフォーラムをやろうということでしたが市長さんがまちかどミーティングに行かれた感想では、まだまだ啓発をしないといけないということでもっと浸透させるために前送りしようというご希望のようです。

内容ですが、自治基本条例はこういうものですよという説明はある程度終わっていて、どういうものか知りたいという人は来ないと思う。また来てもらいたい層はある程度話を聞き終わっていると思います。

それよりもまちかどミーティングで出た意見を元に、「こんなふうに思うのですがどうですか。」と。それに対して「それはこういうことです。」と対話して返していくような感じのシンポジウムにすればどうかと。

一番多かったのは、地域自治組織って何なの、どう考えているのかということだと思います。次に市民に新たな義務や責任が発生するのかわ、これは何も発生しません。それから、財政が苦しくて職員も減少して行政だけでやっていけないから地域に押し付けるということかと。これも答えないといけない。「そうです。」とはっきり言えばいいと思う。もう目前に迫っています。だから今、全国の自治体が必死になって住民組織をやっているのですと、はっきりと現実を知らせた方がいいのではないか。

事務局：ミーティングの中でそれはかなり言いましたし、委員さ

んにもフォローしていただいたのですけど。

委員長：西脇市だけでなく、大都市近郊都市でさえ超高齢化に入っていて、高齢化率が20%を突破しています。30%というのがこの辺りでも多くなってきていますし、35%ぐらいのところもありました。もう後5年経てば40%になり、50%になればもう活力は出ません。そうなる前に若い人を引っ張りだして、活力をつないでもらわないと。それはきちんと分かってもらった方がいいと思う。

事務局：地区ごとの高齢化率を出して説明しましたが、余計にそれが前面に出てしまって、まだ現実味がないというところだと思います。自分のこととして捉えていただける地区もあるのですが、そうでないところはいつの時代の話かという感じがあるのかと思います。

委員長：つまり、高齢化に伴う現実を言えば言うほど反発されるわけですか。高齢化するのなら仕方ないので役所が助けるという論理ですか。

事務局：そんなことは早くから分かっていることだと、今になってどんなことができるのかという意見もありました。

委員長：そういう考え方ですか。

委員：それは織物が衰退したように、西脇はダメになるに決まっているのではないかと分かっているのです。それなら異業種を入れればいいのではないかと、話は簡単です。ところが市長などがそのように言えない。

今の話に戻しますと、限界集落とまでは言わないまでも、少子高齢化は急速に進んできているのではないかと。これは私たちに強制しているのか、そうではなくて、そうですと言えばいい話ですがそれが言えない。

結局そこだけだと思うのです。だからそれは話をすることによって、浸透していくのではないかと思います。

委員：委員長がおっしゃったように先進地で上手くいっている事例も話していただければ、市民も分かりやすいと思います。条例だけでは理解できないです。

委員長：それなら、説明が長いというご意見がありましたが、説明は必要だと思うので、半分ぐらいにできませんか。一つは、地方自治法、憲法これを分かりやすく示すもの、誰にでも分かるように分かりやすく説明したものですということ、プラス西脇市の独自の自治の強化策も入っていますということの説明すればいいのではないかと。

そして、これから団体自治である議会も頑張ります、

議会基本条例をつくっていますということも紹介すればいいし、市長が率いている行政側の団体自治も一生懸命、効率化、あるいは行財政改革をやって、これだけ職員数も減ってきている、経営改革もやっていきます。それも市民が色々関わってくれているからここまで来れたという関係を説明すればいい。その一方で住民自治もしっかりしていかないと両輪が潰れてしまうのではないかと、もっとしっかりさせるために団体自治も頑張ります、住民自治も頑張らしましょうという柱にすればどうですか。

そして後半は、住民自治のこれからの強化策、どうすればいいかということについて、先進地から来てもらって、苦労話をしてもらえばどうか。その方がみなさん刺激になるでしょう。

委員：それはいいことです。

委員長：だから、講演会はなし。はじめからパワーポイントで団体自治と住民自治の両方をしっかり頑張っていくというのが自治基本条例の狙いですと言っておいて、議会も議会基本条例ができつつありますと。行政はこの自治基本条例を元にして益々行財政改革を頑張っていきます。そしてそれをきちんと支えられる住民自治も地域自治と市民公益活動の2本柱で地域社会を活性化させようと思っていますと。そして今回は、地域自治システムの県内の具体的事例のお話を聞いた上でみなさんの疑問をぶつけないか。そんなシンポジウムにすれば。

事務局：委員長から概要をお話いただいたのですが、10月14日で進めたいと思うのですがいかがでしょうか。

委員長：主催は、この委員会ではなくて市でやりますか。

事務局：市の主催は厳しいかなと。

委員長：市民から見ればこの委員会の方がなじみやすいですかね。

委員：個人的には、市から原案的なものが出てきて、意見は言いましたが、私たちはあくまで検討委員で、自分たちでつくったものであるという感じを本当は持ちたいのですが、単なる検討委員で、できれば終わりだと。自分たちで作りあげたという認識が残念ながらいつまでも出て来なくて申し訳ありませんが。

先ほど住民自治の問題で高齢化社会の話が出ますが、まつりでも太鼓を担げなくなって、現実社会の中で高齢化社会の実感はある。それと自治基本条例はどうなのかと、上手く結び付かないと私は思っています。

ですから、自治基本条例とはどういうものかをもっと身近に感じるためには、委員長がおっしゃったように具体的にどういうふうに行っているということ、そのまちなの方が来られて、条例ができてこういうふうになりましたということ、住民の市政に対する関心がものすごく高くなって、いいまちづくりが進んでいますというふうなお話を聞かせていただくのがいいと思います。

委員長：それなら地域自治協議会がどういうものか見せていった方がいいと思う。それを押し付けるわけではありませんが、ここから学ぼうと、条例はそれをつくることができるようになっていて、義務付けていませんよと。

委員さんがおっしゃるのは良く分かるのですが、でもやはりこの委員会でつくったのですよ、条例は。

副委員長：いいのですが、広報検討部会の方が少しとまどっているのは、住民自治組織について住民自治組織検討部会での検討結果が全く共有できていません。だから、広報部会は、もう少し大まかな感じでこれまでやってきていて、フォーラムを広報検討部会が担当するとなると今までの経緯が分からないので、そういう方向でやるのであれば別の委員会でやっていただかないと。

委員長：住民自治組織検討部会はほとんど開いていません。

副委員長：にも関わらずそれをメインにしてフォーラムをやっていいのかという危機感は感じます。

委員長：議論できていなくても学ぶだけのことですから。

つまりそういう仕組みをこれから西脇に押し付けていこうというわけでもない。必然的にこういうことを学ばないといけない状況に来ていますよということだけです。

副委員長：それを検討委員も一緒に学ぶという話であれば主催ではなく共催という感じもします。

事務局：事務局案ですが、今の2つの部会とは別に実行委員会として全体の組み立てをする総務部会のようなものと、総務部会が考えた中身について具体的に検討する部会の二つで、それぞれパーツごとに考えていただくというのをお願いできないかと思っています。

広報部会3名程度と住民自治組織検討部会から5名程度の8名で大枠を決める部会をつくって内容が決まれば具体についてそれぞれ入っていただければと思います。

委員長：住民自治組織検討部会をあまり開かなかったのは、この話を突き詰めていくと現在活動している協議会が動揺す

るだろうと、平地に乱を起こすことが戦術判断としていいのかどうか不安があった。だから1条文だけ地域自治組織をつくることができると明記しておこうと。条例が成立してからこの議論をしてもいいのではないかという先回しです。

住民自治の実態的な話を聞かないと基本条例の意味が分からないのではないかと言ったことが広報検討部会の部会長からするとそこまで議論を共有していないのではないかと、議論もしていないしイメージも湧いていないのにそのシンポジウムをやるということでみなさんに負荷がかかり過ぎているし、時間ももっと必要だのご意見をいただきました。そこでどうしましょう。

副委員長：広報検討部会では、住民自治組織検討部会の議論を待っていたのですが、来ないので困ってやっていました。

そこでどうして来ないのか聞いたところ、やはりいろんな形のまち協があるので、今この条例でその制度設計をしてしまうのは難しすぎるだろうと。だからおっしゃるように置くことができるという一文だけ置いておいて、それぞれつくるも自由、つukらないのも自由、その条文があればできるところからやっていけばいいということで、自治基本条例制定時に制度設計することをあきらめたと聞いたのでこれまで進めてきたのです。

ところが地域に入っていくと、そこに焦点が当たった。きちんとしておかないといけないというのは分かりますが、10月14日に主催で地域自治組織をメインにするのは荷が重すぎるのではないか。検討委員会で地域自治組織についてきちんとして勉強した上でならやれると思うということを示し上げました。2月か4月であればもう一度各地の先進事例などを紹介して、自信を持って条例ができればこんな組織ができますと地域に入れるのですが、10月14日は厳しいという気がします。

ただ、そうすると大まかな話でどういう言い方ができるか、選択肢として10月に本当にやるのかどうか、地域自治組織についてやるのであればもう少し後の方がいいし、どうしても10月にやらないといけないということであれば、先ほど、自助共助とか、市民への押し付けのような感じで受け取られてしんどかったということでしたら、他の自治体でこういう言い方をしているのですが、行政の担当者や市長や議長が代わったとしても住民に対

する情報共有や協働の原則は同じで、行政運営のルールを定めるためにもいるのですという感じで言うのも一つの戦略という気もします。

ただ、10月にやる意味はもう一つ理解できていなくて、できてからこんなふうに使いましょうという方が夢がある話ができると思っています。

市長さんが10月にやると言われると仕方がないのですけど。委員さんはどう思われますか。

委員：10月というのは全く頭になくて、形が変わってきますので、お披露目ではないのでどちらにでも動ける状態でシンポジウムをするというのが流動的なのでそれでいいのかどうなのでしょう。

委員：委員長から提案をいただきましたが、どういう形で進めていくのか。できましたという形で来年の1月から3月に行くことしか考えていなかったの。

副委員長：一種のPRですから条例の中身しかないです。それを聞きに来る人がいるのかというのと難しいのかなど、動員をかけてまた同じ人が来ることになるか、もっと詳しい話が聞けるから行ってみようとなるか分かりませんが、そういう形でしかやりようがありません。どのように人を集めるかということも検討しないと、人を集めることを優先して、中身は二の次という手もないわけではありませんが、あまり意味ないと思わないでもありません。

それとも、少人数でもいいから徹底的に中身の議論をするか、Q & Aを徹底的にやるか。タウンミーティングで出てきたQが沢山ありますので、それに対する回答を用意して、何を聞かれても答えることができるようにしておくのですが、それで人が集まるかは正直不安です。

委員：篠山市や丹波市では、自治基本条例ができて、協議会の組織ができて、それまでの過程で市民や町民に対してどういう方法でPRあるいは理解を求める、どういうふうな手段で今に至っていますか。

副委員長：丹波市では、6町が合併していますから、旧町ごとにタウンミーティングを行って、企画と説明を全部市民委員がされました。それと並行してパブリックコメントもやって、百何十という質問のQ & Aをつくり周知して、条例ができた後は、お披露目のフォーラムをやって200人ぐらい集まられました。それも全部市民委員の方が司会から説明までされました。

委員：時間的には短時間でそれだけのことをやったのですか。

副委員長：1年前の今頃にタウンミーティングをやって、12月議会で全会一致で決まって、3月にお披露目のフォーラムをやりました。

丹波市では、市民委員の有志の方が、せっかく自分たちで条例をつくったのだからと、後の啓発とかをやらうと集まってされているようです。

副委員長：姫路市で同じようにタウンミーティングをやっていて、その地域の中学校をあらかじめ指名しておいて、その子たちに市長に質問をさせるという形をとりました。自治会長よりも若い世代で何かをやるということになると少人数でも効果は大きいのかなと。結構面白い質問をして市長が汲々としている場面もあったので。

そういう意味で、本当は先ほど副委員長がおっしゃったように、まちかどミーティングでの質問に対して、まちかどミーティングの参加者に答えるというフォーラムもあれば、まちかどミーティングに来なかったような人、学生が集まれば一番面白いのですが、そういうことをやるというのも一つのやり方なのかなという気がします。

副委員長：女性フォーラムもいいのではありませんか。

委員：私の地区で感じたことですが、私の地区の場合は役員さんが動員をかけられて、また、町の公民館でやりましたので、一般の方も来てくれました。それには随分と通っていないなという感じがしました。花づくりがどうかという話が出てきて、それはまち協で一生懸命にあげたのですがあがらなかったのです。あがらなかった問題が随分下にあるから、どこかで詰まってしまっていて、この人たちにいくら言っても駄目だと思いました。

だからそうではなく、今おっしゃった中学生とか、それから一番の問題は女性だと思うのです。婦人会を中心にするとかそういったことの方がよほどいいと思います。

特に私の地区、長い間色々やっていますので分かるのですが、そういう工夫をすると次に何かというと分かりやすいし、即効的なものを例をあげて言った方がとっつきやすいと思うのです。だから今おっしゃった自治のあり方というのは、成功例を聞くとものすごく興味を持たれる。それをするために必要ですという訴えかけをした方が効果があると思います。

市長が10月にやると言いだされたのもその辺りではな

いか。逆に市長の立場からすればこれは一体何かということになっていると思うのです。全部その時の記録を拾ったのですが、地区の感覚と出てきた意見を拾うとそんな感じになります。ですから、今おっしゃったように女性がほとんど来ていない、8割が役員さんでした。それは動員をかけられている人で、自発的に来ているのではないと思います。だからそういうふうなものを来させないと中々徹底しないという気はします。

委員長： その場合、婦人会などに念入りに頼んでおけばいいわけですね。

委員： 女性の繋がりの方が強いし、しっかりと問題把握もできると思います。

委員長： J Cも呼びかければ動いてくれると思う。そうすると若者と女性に声をかけて中核をなしてもらえれば雰囲気が変わると思う。

また、主催についてはまだ学習不足で戦略構築するのにもう少し時間が欲しいと思うので市主催でやった方がいいのではないか。

それと、自治基本条例を実際に制定して現在奮闘している自治体の人を呼んで、行政の人、現場の人と、もう一人第三者的な人でもいいですが、例えば農山漁村型の自治体の人と都市型の自治体の人とかバリエーションを決めて4人ぐらいでシンポジウムをしてもらって、お知恵拝借型で話を聞かせてもらう方が面白いのではないか。

条例素案は会場で配ればいいし、西脇市では今こんなことを考えています、今日はそういう先輩に当たるまちの方からいろんなことを聞かせてもらいますでもいいのではないか。どうでしょう。できればそれが住民さんであれば一番いい。住民だけでは足りないので、やはり行政で自治基本条例の担当になっている人とか欲しいな。

事務局： 行政の勝手な言い方かも知れませんが、委員さん方にすべて浸透していない中でどうかと思いますが、行政が何回言うよりも、まちかどミーティングで委員さんが言われたことがとてもよく分かったという意見が多かったので、委員さんの力は大きいと思います。だから市の主催だけでやるよりも、せめて共催という形でお願いできればと思っています。

色々ヒントをいただいたので、市から提案しますので、それについてどのように思われるかご意見をいただ

ければありがたいと思います。

委員長：できれば、主催が市、共催がこの委員会、さらに共催若しくは後援に婦人会、JCとずらっと並べてもらったら。そうすれば沢山来てくれる背景ができるのではないか。あまり並べすぎると返って埋没してしまうけど少なくとも婦人会が後ろについてくれるとなると違うと思う。

事務局：ところがその婦人会の連合の組織がないのです。

委員：商工会議所の婦人部などは結構動いておられるのでどうかと思いますが。

委員：各町に女性会がありますので、ですから各町の女性会という感じで名前を入れるというのはどうでしょう。

委員：私の町は、以前に解散して女性会はありません。

副委員長：自分の所属の団体をまとめられればいいわけです。

事務局：何とかその辺りは役割を担っていただければと思います。

あまり重いものは気の毒かと思いますが、先ほどの委員さんのご意見を聞いているとそう思うのですが。

委員長：今申し上げたような中間結論で置いておきましょうか。

事務局：8月の中旬に骨格を決めてしまわないと間に合わないと思うので、この中から委員さんを選ばせていただいたらどうかと思うのですが。

委員長：当たった人はコメンテーターをするという腹づもりをしていただいて。

事務局：よろしくお願いします。

委員長：では、今後のスケジュールはよろしいですか。

事務局：それから、議会との意見交換会の第3弾です。議会基本条例も9月上旬に出来上がってくるようで、意見交換ということで議会から要請があり、9月の中旬で日程を調整して欲しいということで、今日も正副委員長と調整したのですが、本当に強引で申し訳ございません。

副委員長：5日なら大丈夫ですが、みなさんはいかがですか。

議題は、議会基本条例ができたのもう一度意見が欲しいということで、私たちも素案が固まるだろうからお互いに意見交換ということです。

事務局：それでは9月5日の午後7時からでお願いします。

副委員長：これも、これまでのようにクローズの会にするのか、それともすごくPR効果があると思いますので、プレス発表もして、傍聴できるようにすれば、市長のおっしゃる広報の一つになると思うのです。クローズで盛り上げたいということでも構いませんが。公開すればいいPR

効果があります。そこは議会事務局と詰めてください。

委員長：自治基本条例検討委員会市民メンバーと議会議員が議会基本条例の意見交換会をやるということだけでもすごいニュースです。

副委員長：全国どこでもやっていませんから。

事務局：議会の方はやはり、2回目に出ていただいた3名程度でないと事前審議に当たるということを懸念しています。

副委員長：そうすれば、せめて終わってから広報のような形にして配布するとか、次の広報のネタにしましょう。

事務局：今後の予定ですが、10月22日が第12回の検討委員会については、パブリックコメントのまとめをして素案の修正を行うかどうか検討していただきたいと思います。

長時間ありがとうございました。強引な進め方で申し訳ないと思っておりますが、山場に来ておりますので協力をよろしくお願いしたいと思っております。どうもありがとうございました。